

産情発 0327 第 6 号
感発 0327 第 34 号
令和 8 年 3 月 27 日

都道府県知事
各市区町村長 殿
地方厚生(支)局長

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

医療法施行令等の一部を改正する政令及び医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の公布について

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 12 月 12 日に公布されたところですが、改正法の一部（電子診療録等情報の利活用等の推進等）の施行に関し、医療法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 66 号）及び医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 39 号）等の関係省令 3 件が本日公布され、政省令について所要の整備等を行ったところです。

その趣旨については下記のとおりですので、貴職におかれては、内容について御了知の上、関係団体、関係機関等に周知願います。

記

第1 制定・改正の趣旨

1 医療法施行令等の一部を改正する政令の趣旨

改正法の施行に伴い、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う電子診療録等情報管理業務に係る政令の整備を下記のとおり行う。

（１）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第205号）の一部改正

医療保険者等が費用を負担する業務の対象に、支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務が追加されたことに伴い、当該業務に係る費用負担額の算出方法について規定すること。

（２）厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）の一部改正

ア 支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に関することを医政局参事官の職務に追加する。

イ その他所要の改正を行う。

2 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の趣旨

改正法の施行に伴い、支払基金電子診療録等情報管理業務等に係る厚生労働省関係省令の整備を下記のとおり行う。

（１）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）の一部改正

ア 支払基金又は連合会に対する電子診療録等情報の提供について、主に以下の事項を規定する。

① 電子診療録等情報を提供する施設は、病院、診療所等とすること

② 電子診療録等情報の提供方法は、別途通知する厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする

③ ①の開設者又は管理者が、支払基金又は連合会に対し提供する電子診療録等情報は、紹介状、入院期間中の診療経過の要約、傷病名に関する情報、検査に関する情報、感染症に関する情報、アレルギーに関する情報、医師その他の医療従事者が患者に対して行う指導に関する情報等とすること

イ 支払基金又は連合会が、国民が自らの電子診療録等情報を閲覧できるようにするとともに、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を提供し、又は閲覧できるようにすることについて、主に以下の事項を規定する。

① 国民による情報の閲覧は、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて行うもの等とすること

② 医師等に対する情報の提供や医師等による情報の閲覧は、別途通知する厚生労働大臣が定める情報の送付方法又は表示方法により行うものとする

③ 国民が閲覧できるようにする情報は、①の開設者若しくは管理者が国民による閲覧が適切なものとして支払基金若しくは連合会に対して提供した傷病名に関する情報又は国民による閲覧により、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資する検査に関する情報、感染症に関する情報若しくはアレルギーに関する情報又は医師その他の医療従事者が患者に対して行う指導に関する情報等とすること

④ 医師等に対し提供し、又は閲覧できるようにする情報は、紹介状又は入院期間中の診療経過の要約又は①の開設者若しくは管理者が医師等への提供・医師等による閲覧が適切なものとして支払基金若しくは連合会に対して提供した傷病名に関する情報又は医師等への提供・医師等による閲覧により、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資する検査に関する情報、感染症に関する情報若しくはアレルギーに関する情報等とすること

⑤ 支払基金又は連合会が、医師等に対し必要な情報を提供し、又は閲覧できるようにする場合として、患者の同意が得られた場合のほか、人の生命等の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときを定めること

⑥ 医師等として、医師のほか、歯科医師又は薬剤師を定めること

ウ 電子診療録等情報管理業務以外の目的で支払基金又は連合会による電子診療録等情報の提供を認める場合として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 50 第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する調査及び研究を行う厚生労働大臣に当該情報を提供する場合を規定する。

エ 支払基金が行う電子診療録等情報管理業務に係る特別の会計に関して必要な事項を規定する。

オ 連合会が行う電子診療録等情報管理業務等を委託できる者として、公益社団法人国民健康保険中央会を規定する。

カ その他所要の改正を行う。

（2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）の一部改正

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 56 条の 50 第 2 項に規定する厚生労働大臣に対する電子診療録等情報等の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

イ その他所要の改正を行う。

3 社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 40 号）の趣旨

支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計について、経理原則、特別会計の区分経理・予算、事業計画・資金計画、収入支出の報告、事業報告書・決算報告書、附属明細書、閲覧期間に関する事項等を定める。

- 4 社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和8年厚生労働省令第41号）の趣旨
支払基金が行う支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項について規定する。

第2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものとする。